０．初動ボックスの中身

※使う順に羅列する

1. 「初動ボックスを開けたあなたへ」の用紙
2. 「避難所生活を共にする皆様へ」の用紙
3. 「避難所にお集まりのみなさまへ」（掲示用）
4. 「校庭利用計画」（掲示用）
5. 【様式１】「施設安全点検用紙（体育館）」用紙
6. ヘルメット（応急危険度を判定者用）
7. 「教室配置図」（掲示用）
8. 避難所運営マニュアル（初動期）
9. 初動期着用ベスト（ボックスを開けた人達）
10. 拡声器
11. 受付セット

受付チェックシート、【様式３】避難者受付簿

1. 文房具

　白紙（Ａ３、A４）、ガムテープ、セロテープ、はさみ、マジックインク

　ボールペン、付箋紙、紙ばさみ（Ａ３、A４）など

1. 靴袋
2. 軍手
3. 救急セット
4. トランシーバー
5. 懐中電灯



現物は本写真とは異なります。

初動ボックス

**１．災害の発生状況確認**

* 防災無線、ラジオ、テレビ、ＳＮＳなど、災害発生情報を確認して

ください。

* 災害の種類、規模、発生時刻などにより避難者の人数、避難時間

などが変わってきます

**２．体育館の開錠確認**

* 体育館には、『初動ボックス』が設置されていますので、体育館を開錠する必要があります。また、体育館の安全が確認できるまで避難者は入場できません。

ﾁｪｯｸ

　　　　　　避難所を早期に開設するため、体育館の入り口にある「初動ボックス」を

　　　　　　開ける必要がありますので、体育館が開錠されていることを確認します。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　体育館の安全が確認できるまでは、避難者を校庭に待機させて

　　　　　　　　　　ください。また、避難者は自治会単位で集合させてください

　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　休日・夜間等で体育館が開いていないときは、「初動緊急地区

担当員」又は日野市の職員が体育館を開錠しますので、体育館

が開錠するのを待ちます。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

小学校の授業中は、児童の安全を優先しますので、生徒が避難

　　　　　　　　　　していることを確認します。

**３．初動ボックスを開ける**

* 体育館の入り口に避難所会開設に必要なマニュアル、器材が入っている「初動ボックス」が設置されています。
* 初動ボックスを開けるときは、数人で周囲の安全と余震などに留意してください。

ﾁｪｯｸ

　　　　　　避難所開設に必要なマニュアル、器材が入っている「初動ボックス」が、体育館入り口に設置されているので、数人で「初動ボックス」を開ける。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　避難所開設の訓練を受けた避難者など**数人**で、体育館の周囲の安全を確認しながら体育館入り口に設置されている初動ボックスに移動する。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　初動ボックスを開ける。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

初動ボックスの中身（マニュアル、器材など）をリストと照らし合わせて確認してください。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　 初動ボックスを開けた人の中から、**避難所開設までのリーダー**を

　　　　　　　　　　 決めてください。リーダーは総務班のリーダーを兼務します。

**※以降、リーダーが避難者と協力して避難所開設まで行ってください。**

**４．避難者に案内配布**

* 初動ボックスを開けた人が、しおり「避難所生活を共にする皆様へ」を、避難所開設を待つ人たちに配布します。

ﾁｪｯｸ

　　　　　　避難者が避難所開設までの不安を払拭できるように、しおり「避難所生活を共にする皆様へ」を避難者と協力し配布します。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　自治会毎に集合していただき、避難者と協力して「避難所にお集まりのみなさまへ」を配布します。

可能であれば避難者数、けが人の有無を確認していただく。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　各自治会などから協力していただける人を募る。

**≪避難所にお集まりのみなさまへ≫**

現在、避難所開設の準備をしております。避難所開設にあたるメンバーは

みなさまと同じ地域に住み**同じ避難者です**。はじめてのことで、また不慣れなこともありますので、みなさまも避難所の開設と運営にご協力をお願い致します。

* これからのみなさまの行動

1. 建物（体育館、教室など）の安全が確認できるまでは、自治会（地域）ごとの待機場所でお待ちください。

**※ケガをした方や体調のすぐれない方**は、体育館の入口にお越しください。

1. 体育館の安全が確認できましたら、みなさまに連絡します。
2. 体育館に入りましたら、入口で受付を済ましてください。受付には地域毎に受付簿がありますので、氏名を記載願います。
3. 受付で案内された場所に移動してください。

　自治会（地域）ごとに場所を決めています。

1. 避難所運営委員会から案内があるまで、落ちついて待機してください。

※避難所運営委員会は、避難者のみなさまで役割を分担して避難所を運営して

行く組織です。

* 避難所運営協力のお願い

　　　避難所は、避難者が役割を分担し協力して運営していくことが重要です。

　　　ご協力いただける方は、受付に連絡お願いします。班と役割は下記の通りです。

1. 総務班：避難所の本部機能で、避難所全体の把握、各班の統括、災害対策本部

との連絡・調整、避難所の防犯対策、ボランティア対応など

1. 名簿班：避難者収容人数把握、要配慮者の受入状況確認など避難者名簿の作成

と管理

1. 衛生班：トイレの準備・管理、ごみの管理、ペット同行避難の管理など
2. 救護班：ケガ人の対応、傷病人対応、要配慮者の対応
3. 情報広報班：災害対策本部、避難所に関する情報発信（掲示物の管理）
4. 食料物資班：食料、物資の管理

以上

避難所開設メンバー

**５．避難所開設の要員募集**

* 避難所を開設するには、避難者が協力して行動することが必要です。
* 災害規模に応じて、避難者の中から協力していただける人を募り、できることから行動しましょう。

ﾁｪｯｸ

　　　　　　災害規模に応じた避難所を早急に開設するため、避難者の中から必要な要員を募り、避難所開設の体制を構築します。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　リーダーは、避難者の中から避難所開設に協力していただける人を募り、「総務班」、「名簿班」、「衛生班」、「救護班」に分けます。

　　　　　　　　　　協力員が少なければ、「総務班」、「名簿班」を優先して決める。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　リーダーは、協力者に初動期着用ベストを着用していただき、各班の作業内容など、資料を配布して説明します。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　各班はリーダーを決めて、できることから作業を開始します。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　 リーダーは防災倉庫の鍵を預かる。

「衛生班」、「救護班」は、防災倉庫の開錠し、必要な資機材を確認

します。

**総務班**

**６．体育館の安全確認**

* 避難者を体育館に収容しますので、体育館の安全を確認します。

ﾁｪｯｸ

　　　　　　体育館の内部、周囲の安全を確認し、避難者の受け入れが可能か判断する。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　【様式１】施設安全点検用紙（体育館）に基づき、２名以上で目視にて判定する。避難者に建築士、建築技術者がいれば協力してもらう。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

安全が確認後、体育館内に落下物、散乱物があれば撤去する。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

応急危険度判定士が到着次第、改めて施設安全点検を行う。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　 体育館内を自治会毎の位置を割り振り、用紙に記載してガムテープなどで貼り付ける。

**名簿班**

**７．避難者受付、体育館に受入れ**

* 体育館入口に受付を置き、要配慮者を優先し避難者を体育館に受け入れる。

ﾁｪｯｸ

　　　　　　要配慮者を優先し、避難者全員を体育館に受け入れます。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　体育館入口に受付を置きます。

　　　　　　　　　　体育館の舞台下にある机と椅子を利用します。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　初動ボックスから【様式３】避難者受付簿、筆記用具を取り出し、準備します。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　受付で世帯毎に【様式３】避難者受付簿に避難者情報を記載していただき、総務班と協力して、要配慮者を優先して各自治会の位置に誘導してください。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

避難者全員が体育館に入ったことを確認します。

※以降、避難所運営マニュアル（運営編）に従って対応してください。

ケガ人の処置（救護班）、仮設トイレ設置（衛生班）は継続して行います。

**救護班**

**８．ケガ人の処置**

* 避難者の中にケガ人がいれば適切な処置を行う。

ﾁｪｯｸ

ケガ人の処置を行う。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　ケガ人を処置できるスペースを確保する。

　　　　　　　　　　（防災倉庫からパーテーション、カーペット、毛布などを体育館に運び設置する）

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　ケガ人を処置する薬を準備する。

（初動ボックスの救急セット、防災倉庫の救急箱）

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　避難者の中に医療従事者、経験者がいれば募り協力していただく。

（医師、看護師、薬剤師など）

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　重傷のケガ人で処置できない場合には、災害対策本部に連絡し処置

を仰ぐ。災害対策本部の指示に従い対応する。

**衛生班**

**９．トイレの確認、仮設トイレ設置**

* 避難者の校庭での待機時、または体育館受入れ後直ちにトイレを使用

できるようにすることが必須です。

ﾁｪｯｸ

体育館前のトイレを使用できるようにする。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　地震発生時には、トイレが使用できるかわからないので、学校内のトイレの使用を一時的に使用禁止（張り紙）とする。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　防災倉庫から簡易トイレを取り出し、体育館前のトイレ内に仮設のトイレを設置する。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　汚物の一時保管場所を定める

　　　　　　　　　　（体育館の裏側など）

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　トイレの一時使用禁止を解除し、各トイレと掲示板に「トイレ使用ルール」の張り紙をする。

　　　　　　ﾁｪｯｸ

　　　　　　　　　　トイレの排水可能が確認できれば、トイレの使用可能を通知する。

　　　　　　　　　　なお、上水（水道）が使用できなければプールの水を使用する。